

自動火災報知設備設計基準抜粋

警報区域	(1)1の警戒区域の面積は600m ² 以下、主要な出入口から内部を見通せる場合1000m ² 以下。 (2)一辺の長さは50m以下、光電式分離型の場合100m以下。 (3)次の(4)を除き2以上の階にわたらないこと。 (4)階段、エレベーター昇降路、ダクト(水平区画されていないもの)などは別の警戒区域とする。 (5)階段の警戒区域は、地階が1階のみの場合は地上階に含め、地上45m以下ごと、地階が2以上のものは、地上階と別にする。 (6)階段等の警戒区域は、感知器の設置階が地下のものは地上階と別とする。	感知器の取付高さの制限と感知面積(m ²)																		
		4m未満		4m~8m未満		8m~15m未満		15m~20m未満												
受信機	(1)防災センター等(防災センター、中央管理室、守衛室等常時人がいる場所)に設ける。 (2)1の対象物(設置単位が階のものにあっては当該階)内に1級1回線・2級・3級受信機は2台まで、2台以上の場合、受信機間で相互通話設備と相互ベル鳴動が必要。 (3)2級1回線は延面積(設置単位が階のものにあっては当該階の床面積)350m ² 以下に限る。 3級受信機は延面積(設置単位が階のものにあっては当該階の床面積)150m ² 以下に限る。 (4)2級受信機は5回線まで。	耐火	非耐火	耐火	非耐火	耐火	非耐火	耐火	非耐火											
警報区域		① 差動式スポット型1種	90	50	45	30														
		② 〃 〃 2種	70	40	35	25														
		③ 定温式スポット型特種	70	40	35	25														
受信機		④ 〃 〃 1種	60	30	30	15														
		⑤ ₁ 煙スポット型1種	150	150	75	75	75	75	75	75										
		⑤ ₂ 〃 2種	150	150	75	75	75	75	75	75										
感知器		⑤ ₃ 〃 3種	50	50																
		注:(1)蓄積式・二信号式受信機を使用した場合は蓄積型感知器は使用できない。 (2)①、⑤ ₁ は感度が良い為、設置する場合は非火災報知に留意すること。(特設の場合を除き用いない)																		
		光電式分離型	送光部 → S 受光部 ← S	(1)光軸は平行する壁から0.6m以上離す。 (2)送光部、受光部は背部の壁から1m以内。 (3)光軸の長さは5m以上100m以下。 (4)光軸から水平距離で7m以下が警戒範囲。 (5)光軸の高さは天井等の高さの80%以上。																
配線	(1)各階ごとにその階のどの部分からも水平距離25m以下とする。 (2)地上階が5階以上で延べ面積が3000m ² を超える対象物は区分鳴動方式。(一定時間経過後又は新たな火災信号を受信した場合一斉鳴動に切り替わる)	差動式分布型	Δ 空気管式(1,2種)	相互間隔9(6)m、接続長100m以下、露出長は感知区域ごとに20m以上、取付面の高さ15m未満。 ※()内は耐火構造以外。																
		熱電対式(1,2種)	Δ 熱電対式(1,2種)	熱電対部の最少接続個数4以上、最大接続個数20以下、感知面積22(18)m ² と取付け面の高さ15m未満。 ※()内は耐火構造以外。																
		炎感知器	① 赤外線、紫外線	床面から1.2mの監視空間(道路の用を除く)																
感知器の設置を除外できる主な場所		(1)取付け面の高さが20m以上ある場所。(炎感知器を除く) (2)主要構造部を耐火構造とした建物の天井裏の部分。 (3)天井裏で、天井と上階の床との間の距離が0.5m未満の場所。 (4)煙感知器にあっては(1)~(3)の他																		
感知器の適応場所(左側……有窓階、右側……地階、無窓階、11階以上)		用途	事務所	会議室	食堂	光場	客室	病室	ポンプ機械	電気室	ボイラー室	手術室	押入	駐車場	廊下	階段	厨房台所	乾燥室	脱衣室	居室
デパート	4項	①	①	①	①				①	①			①	①	①	①	①	①	①	①
オフィスビル	15項	①	①	①	①				①	①			①	①	①	①	①	①	①	①
病院	6項	①	①	①	①			①	①	①			①	①	①	①	①	①	①	①
ホテル	5項	①	①	①	①		①		①	①			①	①	①	①	①	①	①	①
学校	7項	①	①	①	①				①	①			①	①	①	①	①	①	①	①
特殊な場所		油庫 ^{Ex} ①(防爆)	サウナ① ₁ で150℃	電池室①(耐酸・耐アルカリ)	電算機室①	①(熱焼火災)														
注:(1)感知器の種類はそれぞれ適応するものを選ぶこと(①2種、②2種が一般に多く使用されている)。 (2)押入の①は、市町村により②を設ける場合もある。																				

ガスもれ火災警報設備設計基準抜粋

ガスもれ火災警報設備設計基準抜粋	
●警戒区域△:自火報設備に準ずる。貫通部は別警戒区域とする。 ●受信機▽:自火報設備に準ずる。 ●中継器□:点検に便利で、防火上有効な措置を講じた箇所。 ●ガスもれ表示灯△:通路に面する部分の出入口付近。ただし、1警戒区域が1室の場合は不要。 ●音声警報装置④:操作部は受信機の直近。スピーカーは各階ごとに、その階の各部分から1のスピーカーまで水平距離25m以下。(非常放送兼用可)	
<p>●ガスもれ検知器 <軽ガス> 燃焼器又は貫通部から、水平距離で8m以内の位置に設ける。</p>	<p>天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設ける。 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設ける。</p>
<p>燃焼器が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器から最も近いものの付近に設ける。 (貫通部に設けるものも同様)</p>	<p><重ガス> 燃焼器又は貫通部から、水平距離で4m以内の位置に設ける。 燃焼器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設ける。</p>
<p>●温泉採取設備におけるガスもれ検知器設置基準</p>	<p>●ガスの濃度を指示するための装置(△)を防災センター等に設ける。 ●音声警報装置④:操作部は受信機の直近。スピーカーは各階ごとに、その階の各部分から1のスピーカーまで水平距離25m以下。(非常放送兼用可)</p>

危険物の規制に関する規則

(危規則第38条第1項)自動火災報知設備の設置基準

製造所等の別	設置対象(指定数量の倍数が10以上の製造所等)	
製造所 一般取扱所	①高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うもの	延べ面積500m ² 以上のもの
	②その他のもの	⑦ 指定数量の100倍以上のもので屋内にあるもの ⑧ 延べ面積500m ² 以上のもの ⑨ 一般取扱所の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。) ⑩ ⑦~⑨のいずれかに該当するもの
屋内貯蔵所	①指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。) ②貯蔵倉庫の延べ面積が150m ² を超えるもの(貯蔵倉庫が150m ² 以内ごとに不燃材料で造った開口部のない隔壁で区画されているもの又は第2類若しくは第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの)にあっては延べ面積500m ² 以上のもの。 ③軒高が6m以上の平屋建のもの ④建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。))のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。	
屋外タンク貯蔵所	①岩盤タンクに係るもの	
屋内タンク貯蔵所	①タンク専用室平家建以外の建築物に設けるもので引火点が40℃以上70℃未満の危険物に係るもの(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの等を除く。)	
給油取扱所	①1階の一方のみが開放された屋内給油取扱所 ②上部に上階を有する屋内給油取扱所	